

【別紙】 児童手当不支給期間発生事例について

不支給期間や額は違うものの、同様の事例がもう1件発生しています。

【事例】

○短期組合員から一般組合員へ種別変更した職員

- ・令和7年4月1日に教諭となり、短期組合員から一般組合員へ種別変更
- ・県教委で児童手当の申請を行わず、市町村の消滅も行っていないことが令和8年6月に判明

- ・R7.5～R8.5の児童手当約65万円を市町村へ返納
- ・R8.6に県教委へ申請、R8.7から支給開始

**14か月分の児童手当
約70万円が不支給**

時期	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7～R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.7
県教委	短期組合員	公立学校共済組合の一般組合員（申請していない）							支給開始
市町村	正しい支給	消滅届を提出していないため支給済み							

【本来】
事実発生日：R7.4.1
市町村支給：R7.4分まで
県教委支給：R7.5分から

- ・市町村での受給権がないため返納
- ・県教委に請求書を提出していないため、遡及による支給もできない。

判明、
県教委申請

【想定される原因】

- ・もともと短期組合員であり、既に他の扶養の手続き関係が済んでいるために、新たな手続きは発生しないと誤認したこと

【ポイント】

- ・一般組合員となる職員の市町村の児童手当の受給状況を把握すること（配偶者が受給している場合は手続き不要）
- ・児童手当の手続きは他の扶養関係手続と連動しないことを念頭に置くこと